

認可地縁団体である永田下区自治会から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請があったため、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月19日

阿久根市長 西 平 良 将



1 申請を行った認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 永田下区自治会
- (2) 区域 別紙のとおり
- (3) 主たる事務所 阿久根市折口字濱ノ下4045番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	406.50㎡	阿久根市折口字濱ノ下4045番地

(2) 所有権の登記名義人の氏名及び住所

- ア 鳥飼 源吉 阿久根市折口2411番地
- イ 田嶋 キノ 阿久根市折2100番地口号
- ウ 田嶋 三次郎 大阪市港区出崎町一丁目1番地
- エ 田嶋 政虎 長崎市本尾町441番地
- オ 川畑 光子 長崎県北松浦郡世知原町上野原免2182番地
- カ 田嶋 秋藏 宮崎市黒迫町二丁目20番地
- キ 田嶋 豊藏 宮崎市黒迫町二丁目20番地
- ク 田嶋 健六 宮崎市黒迫町二丁目20番地
- ケ 田嶋 米藏 熊本市清水町大字八景水谷無番地
- コ 田嶋 富代 阿久根市折口2100番地口号

3 申請事項に関し異議を述べることができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和 7 年 12 月 19 日から令和 8 年 3 月 19 日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定による申出書及び関係書類を阿久根市総務課に提出すること。

なお、郵送での申出も可とする。（令和 8 年 3 月 19 日消印有効）